

# 離婚届

令和 年 月 日届出

北海道名寄市長 殿

受理	令和 年 月 日			
第 号				
通知(送付)令和 年 月 日				
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

(1)	氏名	夫 <b>コウノ タロウ</b> 氏名 <b>甲野 太郎</b>	妻 <b>コウノ ウメコ</b> 氏名 <b>甲野 梅子</b>
	生年月日	昭和 47年 6月 23日	昭和 48年 10月 5日
	住所	名寄市大通南1丁目 1番地1 名寄ハイツ11	名寄市字豊栄 118番地5
	本籍	北海道名寄市大通南1丁目1番地 筆頭者の氏名 <b>甲野 太郎</b>	
(2)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 <b>甲野 幸雄</b> 母 <b>乙原 松子</b>	妻の父 <b>鈴木 忠治</b> 母 <b>治子</b>
	続き柄	二男	長女
(3)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 北海道名寄市字豊栄118番地5番 筆頭者の氏名 <b>鈴木梅子</b>	
(4)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 <b>甲野 梅太郎</b> 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
		夫	妻
		<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	
		<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

現在登録している住所を記入してください。

婚姻時の氏をそのまま使用する場合は、別に77条の2の届出が必要です。

### 記入上の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないください。  
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
 1 台湾  
 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書  
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

(6)	同居の期間	平成 8 年 12 月 から 令和 4 年 2 月 まで	
(7)	別居する前の住所	名寄市大通南1丁目1番地 名寄ハイツ11番地番号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3.にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4のあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…令和 年の…4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(9)	届出人署名(※押印は任意)	夫 <b>甲野 太郎</b> 印	妻 <b>甲野 梅子</b> 印

署名は必ず本人が自署してください。押印は任意です。

証人			
署名(※押印は任意)	<b>甲野 幸雄</b> 印	<b>丙川 英雄</b> 印	
生年月日	昭和 23年 12月 24日	昭和 47年 10月 24日	
住所	名寄市大通北8丁目12番地	士別市1条南4丁目22番地	
本籍	北海道名寄市字徳田12番地1番	北海道士別市1条南4丁目22番地番	

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
 今後は離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合はこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)  
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません) いる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

内容を確認の上、必ず☑をつけてください。  
 なお、旧様式での提出も可能ですが、届書に加えて別紙の添付が必要となります。

◎署名は必ず本人が自署してください。

諸注意  
 ■戸籍上の字が誤字(旧漢字など)の場合、届書の中に正字であれば、正字による届出につき告知不要となり、新戸籍は全て正字となります。  
 ■土日や祝日、市役所閉庁後に届出をする場合は、当直室(名寄庁舎・風連庁舎ともに北側玄関)で受付します。